

**国等における温室効果ガス等の排出の削減に
配慮した契約の推進に関する基本方針
OA 機器の購入及び賃貸借等に係る契約に関する
基本的事項（案）
【第3回 OA 機器ワーキンググループ資料】**

OA 機器の購入及び賃貸借等に係る契約に関する基本的事項は以下のとおりとする。

- ・ 対象機器は国等による環境物品等の調達に関する法律（以下、「グリーン購入法」という。）におけるコピー機等及びプリンタ等とし、対象となる契約は上記機器の購入及び賃貸借とそれに付随する保守等とする。
- ・ 入札に付する契約の締結に当たっては、入札価格及び環境性能を総合的に評価し、その結果がもっとも優れた提案をした者と契約を締結する（総合評価落札方式）。
- ・ 技術評価点は、基本項目として消費電力量に係る性能を評価することとし、調達者の利用状況や必要となる機能を考慮したうえで、その他の項目を設定することができるものとする。
- ・ 調達者が必要とする最低限の要求性能については仕様書に記載するものとし、調達者は機器の仕様を過度に規定することのないように留意するものとする。
- ・ 発注に当たっては、調達者は入札に参加する者に対し必要な情報を提供するものとする。
- ・ 個別の入札の具体的な条件については、機器の使用状況、調達者が重視する項目等を踏まえつつ、調達者において設定するものとする。